

北小岩小学校いじめ防止基本方針

(平成 28 年改訂)

北小岩小学校の児童が、友達や仲間、そして自分自身も大切に毎日学校生活を楽しく学校生活を送れるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

「いじめを許さず、された子を守り、いつでも誰にでも起こりえる問題としてみんなで考える」

1、いじめ防止のための取り組み

①児童への働きかけ

- ・人権尊重について深く理解できる児童の育成
- ・「いじめや差別」何があっても許されないと考えられる児童の育成
- ・様々な場面で達成感や充実感、満足感など味わわせ自尊感情の高い児童の育成
- ・友達や仲間と一緒に何かする、いわば一緒体験とも言うべき経験を多くさせ協調性や社会性を育成する

②児童の取り組み

- ・「仲良し集会」「仲良し給食」「全校遠足」「北小岩祭り」等の活動を通し交流を深める
- ・仲良し班のペア活動や委員会活動、クラブ活動等を通して上級生が下級生の世話をすると共に上級生の様々な活動が、下級生の良きモデルになうようにする
- ・代表委員会を中心にユニセフ募金等に取り組むと共によりよい学校を作っていくための話し合いをする

③教職員の取り組み

- ・「校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・学年主任・(担任)」ら複数の教職員とスクールカウンセラーによるいじめ防止のための組織「学校いじめ対策委員会」の設置
- ・ふれあい月間(6月・11月・2月)におけるアンケートと個人面談の実施、人権標語作り
- ・「いじめ防止」「児童理解」「わかる授業」などの校内研修の実施
- ・いじめについて深く考え、いじめをしない・させないことを自覚できるようにするための「いじめに関する授業」の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携による児童理解(5年生児童との全員面接)
- ・家庭、地域、関係諸機関の連携による児童・家庭への対応

④家庭・地域の取り組み

- ・民生児童委員、主任児童委員、子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉士、警察職員等による「学校サポートチーム」の設置
- ・学校応援団の設置
- ・学校、PTA、地域による情報交換

2、それでも、いじめが起きたら

○情報を集める

教職員、児童、保護者、地域などの関係者から「伝聞情報ではない」情報を集め、「学校いじめ対策委員会」に集約する

○指導、支援体制を作る

「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」で話し合い、役割分担を決めて対処する。

○児童への指導・支援を行う

＜いじめられた児童へ＞

- ・児童が信頼できる人を中心として児童に寄り添い支えると共に、「絶対に守る」という意思を伝える

＜いじめた児童へ＞

- ・いかなる理由があってもいじめは許されないと理解させ、いじめをやめさせると共に、本人の抱えている問題にも寄り添い、支援する

＜周りの児童へ＞

- ・傍観者もいじめに荷担していると同じ事であることを理解させると共に「いじめを知らせる」「いじめを止める」勇気をもつよう指導する。また「知らせてくれた」児童やニュースソースをしっかり守る。

＜保護者へ＞

- ・事実関係がはっきりしたらすぐに保護者との話し合いの場を設け、事実関係を知らせ、共に問題を解決してゆくパートナーとして指導方針を話し合う。